

795

**特命随意契約理由書**

|                     |  |
|---------------------|--|
| 件 名                 | 神田児童公園水景施設改修工事（第 508 号）  |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他   |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) | 千代田区神田司町二丁目 2 番地（神田児童公園）   |
| 概 要                 | 本工事は神田児童公園内にある、老朽化した子どもの池の改修及び池循環施設の設備機器の改修を行うものである。   |
| 選 定 理 由             | <p>本箇所は、神田児童公園内にある子どもの池の改修及び池循環施設の設備機器の改修であるが、公園便所と隣接しているため、既存便所の排水設備を子どもの池の一部排水管路として共有し、また、便所の給水施設が子どもの池の敷地内を横断している等、同一敷地内での排水及び給水施設の工事が競合することとなる。</p> <p>そのため、既に便所のリフレッシュ工事を受注し、施工している下記業者が子どもの池を含めた一体となった整備を行うことで、別業者が受注した場合に生じる工事間の調整に時間を要することなく、進捗を一社で管理することができ、効率的な施工が可能である。</p> <p>さらに施工に使用する資材や材料などを共有できることにより搬出入や交通誘導警備員などの安全費経費の節減が可能となる。</p> <p>以上のように、便所との一体的な整備の必要性・工事の安全・円滑かつ適切な施工、工期の短縮・経費の節減を確保することができる下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方              | 社 名：ライト工業株式会社 関東支社<br>住 所：墨田区亀沢 4-17-12  |
| ※契約年月日              | 令和 2 年 12 月 4 日  |
| ※契約金額               | 41,800,000 円（消費税を含む）   |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日  |
| 担 当 課               | 環境まちづくり部 道路公園課   |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

197

|                  |  |
|------------------|--|
| 件 名              | 富士見小学校 3階・4階多目的スペース 落下防止手摺設置業務   |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品（委託、その他）  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要              | 富士見小学校の児童数増加に伴い、3階・4階の多目的スペース部分の普通教室化工事を施工した。今後、普通教室として利用するにあたり児童の安全確保のため、落下防止手摺を設置する。   |
| 選 定 理 由          | 本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し維持管理業務を実施している。<br>下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行なえる唯一の事業者である。<br>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。 |
| 契約の相手方           | 名 称 共立建設株式会社<br>住 所 東京都渋谷区道玄坂1-16-10   |
| ※ 契約年月日          | 令和 2 年 12 月 4 日  |
| ※ 契約金額           | 1,969,000 円（消費税を含む）  |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで  |
| 担 当 課            | 子ども部 子ども施設課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

809

## 特命随意契約理由書

|                     |  |
|---------------------|--|
| 件 名                 | 介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務(認定支援システムの改修)  |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <b>委託</b> 、その他  |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要                 | 介護保険制度改正等に伴い、認定支援システムの改修を行う。   |
| 選 定 理 由             | <p>認定支援システムは、総合行政システム「Reams」のサブシステムとして稼働しているものである。</p> <p>本件は、介護保険制度改正に関し、認定ソフトのバージョンアップ等に伴う項目の追加及び更新認定有効期間の上限延長等に対応するためシステム改修を行うものであり、また、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、当該システムの構築・運用業者である下記業者を契約の相手方とする。</p> |
| 契約の相手方              | 法人名： 株式会社 電算<br>所在地： 長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6   |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 12 月 7 日  |
| ※ 契約金額              | 1,210,000 円 (消費税を含む)   |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日  |
| 担 当 課               | 保健福祉部 高齢介護課  |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

807

|                     |   |
|---------------------|---|
| 件 名                 | 防災行政無線小型スピーカー移設等業務（万世橋出張所）  |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要                 | 万世橋出張所に設置している防災行政無線設備について、出張所の移転に伴い設置場所が変更になるため、新たな設置場所へ移設する  |
| 選 定 理 由             | 防災行政無線設備の移設には、防災行政無線システムの設定変更作業が必要であり、下記事業者が施工・構築したシステムであるため、機器の移設作業は既設の機器情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。<br>上記の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方              | 名 称 田中電気株式会社<br>住 所 千代田区外神田1-15-13  |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 2 月 10 日   |
| ※ 契約金額              | 1,190,200 円 (消費税を含む)  |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日   |
| 担 当 課               | 政策経営部 災害対策・危機管理課  |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

815

|                  |  |
|------------------|--|
| 件 名              | 車高センサー保守点検業務（第336号）  |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託・その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要              | 本件は、千代田区神田相生町にある明神坂ガードを通過する車両に車高制限を注意するための車高計、超音波式車両感知器、車高警告表示板の正常な運用を確保するため点検、清掃、補修を行うものである。  |
| 選定理由             | <p>本件の設備は、平成17年度に施行された秋葉原駅付近地区土地区画整理事業において、小糸工業株式会社が設計施工し、ミナモト通信株式会社が保守部品の調達及び各機器の点検を行っているものである。</p> <p>本件は、保守業務契約の履行者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められ、また、既設機器と密接不可分の関係にあり、本設備を熟知している保守点検業者以外の者に施工させた場合、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p> |
| 契約の相手方           | 名 称 ミナモト通信株式会社<br>所在地 江戸川区小松川三丁目3番3号小松川K2ビル2F  |
| ※ 契約年月日          | 令和2年12月16日   |
| ※ 契約金額           | 627,000 円（消費税を含む）  |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年2月26日  |
| 担 当 課            | 道路公園課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

820

|                  |  |
|------------------|--|
| 件 名              | 子ども・子育て支援システム 他社システム移行データ抽出作業業務<br>及び改修業務  |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託 その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要              | <p>【他社システム移行データ抽出作業業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行用データ出力ツールの構築及び職員への操作指導</li> <li>・上記ツールを使用した、他社システムベンダーに提供する分析用データの出力作業</li> <li>・移行用データに関する問い合わせ対応</li> </ul> <p>【改修業務（利用者負担額の固定日割対応）】</p> <p>以下の各機能追加に係る作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の日割日数登録及び児童別日割日数登録一覧の出力</li> <li>・日割日数の一括取込機能及び取込対象者リスト、取込エラーリストの出力</li> <li>・日割登録日数に応じた保育料、国利用者負担額の計算</li> <li>・初回訪問時に保育料変更対象者リストの提供</li> </ul> <p>上記改修作業後、職員へ操作指導を行う。</p> |
| 選 定 理 由          | 本電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、再構築であり、既存システムと密接不可分の関係にあり、同一の開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。<br><br>以上の理由から下記業者を契約の相手方に指定する。   |
| 契約の相手方           | 名 称 株式会社日本システムブレーンズ<br><br>住 所 台東区浅草橋1-9-16  |
| ※ 契約年月日          | 令和 2 年 12 月 17 日   |
| ※ 契約金額           | 3,036,000 円 (消費税を含む)   |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日  |
| 担 当 課            | 子ども部子ども支援課   |

根拠規程

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

828

|                     |   |
|---------------------|---|
| 件 名                 | 戸籍情報システムに係る社会保障・税番号制度システム整備業務（戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るものに限る。）  |
| 種 類                 | 物品：委託   |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要                 | 戸籍事務への番号制度導入に伴い、副本等情報（副本情報及び異動情報に係るファイルをテキスト形式で記録したもの等）の全件送信及び情報提供用個人識別符号取得のために、直接的に必要となる機能の整備に係る作業を実施する。   |
| 選 定 理 由             | <p>本件業務は、戸籍情報システムに法改正対応のためのソフトウェアを適用して、機能改修及び追加を行うものである。</p> <p>区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。本件業務は、システムにパッケージソフトを新たに登録して作業を行うものであり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、サーバーを搭載しているラックでの操作及び、システムへのアクセスも必要となるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方              | <p>名 称 株式会社日立システムズ</p> <p>所在地 東京都中央区日本橋茅場町1番4号</p>  |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 1 月 22 日   |
| ※ 契約金額              | 5,074,500 円 (消費税を含む)  |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで   |
| 担 当 課               | 地域振興部総合窓口課  |
| 根 抱 規 程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

843

|                     |  |
|---------------------|--|
| 件 名                 | 日比谷図書文化館大ホール調光設備整備   |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他  |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要                 | 日比谷図書文化館大ホール調光設備の不具合による設備の整備業務。  |
| 選 定 理 由             | <p>本施設は、指定管理者が使用料を徴収して貸し出している施設であり、調光設備の不具合は貸室業務に支障をきたしている。</p> <p>当該設備は、平成 23 年度の施設移管時の大規模改修に合わせて整備したものである。設置から 10 年を過ぎ、経年劣化により不具合を生じたものであるが、当該製品はすでに生産終了となり、不具合が発生した基盤の供給も行われていない。交換部品は、メーカーに発注して改めて製造するしかない。</p> <p>下記業者は、上記大規模改修時に本件設備の工事を行った業者であり、調光設備の構造や設定を熟知しているため、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方              | <p>名 称 株式会社システムエンジニアリング</p> <p>住 所 東京都台東区柳橋一丁目 13 番 3 号</p>  |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 1 月 24 日  |
| ※ 契約金額              | 2,090,000 円 (消費税を含む)   |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日まで  |
| 担 当 課               | 文化振興課  |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

850

|                     |   |
|---------------------|---|
| 件 名                 | 区千代田清掃事務所三崎町中継所汚水処理施設補修工事   |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設 <input checked="" type="checkbox"/> 設備 設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) | 千代田区神田三崎町3-9-3  |
| 概 要                 | 汚水処理施設は、ゴミ輸送船舶中継プラント設備からごみ収集時に排出される汚水を分離、分解、沈殿、脱水し、汚泥または下水へと処理する施設である。本工事はこの汚水処理施設の性能維持のため、中間水受槽用の散気管やポンプ取替等を行うものである。   |
| 選 定 理 由             | 当該汚水処理施設は、下記業者により三崎町中継所のゴミ中継システムに合わせて設計、施工されたものであり、その後の保守も行っている。<br><br>補修に当たって、現場の状況等に精通した者に施工させる必要があり、既設の設備と密接不可分の関係にあって、同一施工者以外の者に施工させた場合、当該設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の工事である。<br><br>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方              | 法 人 名 株式会社 エス・エル 東京支店<br><br>所 在 地 千代田区東神田2-10-17   |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 1 月 25 日   |
| ※ 契約金額              | 2,540,010 円 (消費税を含む)  |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和3年3月22日まで   |
| 担 当 課               | 政策経営部 施設経営課   |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

846

|                  |   |
|------------------|---|
| 件 名              | 保護者向け連絡配信システム構築業務   |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託 その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要              | 教育委員会及び学校園・児童福祉施設と保護者等との連絡手段の一つとして活用するためのシステムを構築する。   |
| 選定理由             | <p>システムの構築にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>①緊急時に迅速・確実に情報を送信するため、専用アプリによる配信を主体とし、アプリを利用できない保護者等に対しては電子メールによる配信が行えること。</p> <p>②区域外就学が多い千代田区の通学事情に対応するため、学校単位・学年別だけでなく、学級別や交通機関別の配信等、多様な配信先選択に対応できること。</p> <p>③迷惑メール扱いになることを避けるため、单一のIPアドレスからの大量メールの送信ではなく、多数のIPアドレスから分散して送信することで、遅延・不通となるリスクを大幅に軽減できること。</p> <p>④保護者等の利用者から登録・変更・解除が行えることはもちろん、利用者による登録等が困難な場合において、事業者に利用者情報を提供することなく教育委員会が登録・変更・解除ができるここと。本契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件はこれを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。また、下記業者は、災害対策・危機管理課が所管する、安全・安心メール配信サービスの構築業者であるため、将来的に災害情報の相互共有の可能性もある。</p> <p>以上のことから、下記の事業者を契約相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | 名 称 バイザー株式会社<br>住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19<br>住友生命名古屋ビル5階   |
| ※ 契約年月日          | 令和2年12月28日  |
| ※ 契約金額           | 731,500 円 (消費税を含む)  |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで   |
| 担 当 課            | 千代田区教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

826

## 特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件 名              | 生活保護システム保守業務  |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、 <u>その他</u>  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要              | 生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務   |
| 選定理由             | <p>該当の生活保護システムは、平成22年10月にパッケージの使用権を一括購入しており、新たな契約を結ぶことなく継続して使用することができるが、27年度に実施したプロポーザルにより、保守期間は平成28年度～令和2年度となっていた。</p> <p>一方で機器のリース契約はこの保守期間内に終了し、OSのメーカー保証が終了していることから再リースすることはできず、令和3年1月からは新たな機器類をリースする必要があった。</p> <p>生活保護システムのソフトは良好に動作しており、保守対応も良好であるため、新たにリースする機器類を使用しての運用保守業務の継続について業者選定委員会に協議を行い、令和2年度中から令和7年度末までの継続・延長を認める通知を受けたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル導入年度 平成27年度（平成28年度開始）</li> <li>・継続 令和元年10月24日</li> </ul> <p style="text-align: right;">31千指業委第10号「指名業者選定委員会」承認</p> |
| 契約の相手方           | 名 称：株式会社日立システムズ<br>住 所：東京都中央区兜町1-4  |
| ※ 契約年月日          | 令和2年12月1日   |
| ※ 契約金額           | 688,050 円（消費税を含む）   |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日   |
| 担 当 課            | 保健福祉部生活支援課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

854

特命随意契約理由書

|                  |   |
|------------------|---|
| 件 名              | 東京 2020 大会コミュニティライブサイト in 千代田区一ツ橋<br>実施計画書等作成業務   |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要              | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の競技中継等を通して、観戦チケットを持たない区民、来街者等、誰もが東京 2020 大会を楽しみ、大会の感動と興奮を共有できる機会を提供するコミュニティライブサイトの実施に先駆け、実施計画書の作成など事前準備を行い、安全かつ円滑に開催する。   |
| 選定理由             | <p>区主催で実施する東京 2020 大会コミュニティライブサイト(以下「CLS」という。)の会場については、空手及び柔道の会場である日本武道館に近い場所であり、かつ、東京 2020 オフィシャルパートナーである株毎日新聞社(以下「毎日新聞社」という。)が所有している施設であるという理由から、パレスサイドビル(以下「当該施設」という。)とすることを決定した。</p> <p>CLS の実施にあたっては、イベントの企画運営、会場設営・撤収、映像機器等の調達に留まらず、警察署、消防署、保健所等の官公庁等との各種調整、会場を含む当該施設内の警備、スタッフ等の配置調整等も必要となる。</p> <p>本件業務は、これらを包括した運営計画を作成するというものであり、当該施設管理と密接に関わるものであることから、毎日新聞社と相互協力の上で実施する必要がある。</p> <p>以上の理由から、下記業者を契約の相手方として指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>株式会社 毎日新聞社</p> <p>所在地 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和 2 年 1 月 10 日   |
| ※ 契約金額           | 917,757 円(消費税を含む)   |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日   |
| 担 当 課            | 地域振興部生涯学習・スポーツ課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号   |

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。  
 ○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

880

|                     |   |
|---------------------|---|
| 件 名                 | 黄色い帽子の購入  |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要                 | 登下校中の安全確保のため、新入園児・児童に通学用として、黄色い帽子を購入する。   |
| 選 定 理 由             | <p>黄色い帽子は、基本的に 6 年間児童が着帽するため、丈夫で色落ちしにくい製品であることが必要である。このため、特別な縫製による製品を特注して購入している。</p> <p>ところが、新型コロナウイルスの感染拡大により、コロナ対策用帽子の生産に人手が取られ、製品単価も高騰しているため従来のような価格での購入が難しくなった。</p> <p>また、児童数の増加に伴い発注数も増加しているため、製造期間が例年よりいつそう長くかかることとなった。</p> <p>このような中にあって、下記事業者は、平成 16 年以降ずっと黄色い帽子の製造を受注してきたため、必要数を満たす生地の在庫を有し、各学校の新入学児童の多サイズ・大量の発注に対し、3 月下旬までに納品可能なことから、早急に契約をしなければ契約する機会を失い、入札に付すことが不利である。</p> <p>以上の理由から、下記業者を契約の相手方として指定する。</p> |
| 契約の相手方              | 名 称 協同組合 東京帽子協会<br>住 所 台東区浅草橋 5-25-7  |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 12 月 15 日  |
| ※ 契約金額              | 1,922,613 円 (消費税を含む)  |
| 契 約 期 間             | 令和 3 年 3 月 31 日まで   |
| 担 当 課               | 子ども部 学務課  |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

842

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件 名              | 戸籍附票システムにおける社会保障・税番号制度システム整備業務（国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るものに限る。）   |
| 種 類              | 物品：委託  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要              | 戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正、デジタル手続法の施行により市区町村戸籍附票システムにおいて新たに実装が必要となる機能の内、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現へ向け総務省にて整備する「附票ネットワークシステム（仮称）」との連携に必要な改修作業を実施する。  |
| 選 定 理 由          | <p>本件業務は、戸籍附票システムに法改正対応のためのソフトウェアを適用して、機能の改修及び追加を行うものである。</p> <p>区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。本件業務は、システムにパッケージソフトを新たに登録して作業を行うものであり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、サーバーを搭載しているラックでの操作及び、システムへのアクセスも必要となるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称 株式会社日立システムズ</p> <p>所在地 東京都中央区日本橋茅場町1番4号</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和 2 年 2 月 28 日  |
| ※ 契約金額           | 5,353,300 円 (消費税を含む)   |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで  |
| 担 当 課            | 地域振興部総合窓口課   |
| 根 抱 規 程          | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

888

|                     |   |
|---------------------|---|
| 件 名                 | 東京 2020 大会コミュニティライブサイト in 千代田区丸の内実施計画書等作成業務   |
| 種 類                 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工 事 場 所<br>(工事案件のみ) |   |
| 概 要                 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の競技中継等を通して、観戦チケットを持たない区民、来街者等、誰もが東京 2020 大会を楽しみ、大会の感動と興奮を共有できる機会を提供する東京 2020 大会コミュニティライブサイト(以下「CLS」という。)の実施に先駆け、実施計画書の作成など事前準備を行い、安全かつ円滑に開催する。  |
| 選 定 理 由             | 区主催で実施するCLSの会場については、競技会場である東京国際フォーラムに近接した場所にあり、かつ、東京 2020 オフィシャルパートナーである日本郵便㈱(以下「日本郵便」という。)が所有する施設であるという理由から、JPタワー「KITTE」(以下「当該施設」という。)とすることを決定した。CLSの実施にあたっては、イベントの企画運営、会場設営・撤収、映像機器等の調達に留まらず、警察署、消防署、保健所等との各種調整、会場を含む当該施設内の警備、スタッフ等の配置調整等も必要となる。本件業務は、これらを包括した実施計画書を作成するものであり、当該施設管理と密接に関わるものであることから、日本郵便と相互協力の上で実施する必要がある。また、日本郵便は、CLSに関する業務について、㈱電通と契約を締結している。<br><br>以上の理由から、下記業者を契約の相手方として指定する。 |
| 契約の相手方              | 株式会社 電通<br><br>所在地 東京都港区東新橋 1-8-1   |
| ※ 契約年月日             | 令和 2 年 1 月 10 日   |
| ※ 契約金額              | 1,452,000 円(消費税を含む)   |
| 契 約 期 間             | 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日   |
| 担 当 課               | 地域振興部生涯学習・スポーツ課   |
| 根 拠 規 程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号   |

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

# 特命随意契約理由書

887

|                  |  |
|------------------|--|
| 件 名              | 区立一番町児童館 1階系統空調設備改修工事  |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・ <b>設備</b> 設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) | 千代田区一番町10  |
| 概 要              | 本工事は、区立一番町児童館1階機械室に設置されている水冷式パッケージ空調機の故障を解消するため、当該空調機の改修を行うもの。   |
| 選定理由             | <p>本施設の1階事務室及び幼児室用空調が効かないため、現在当該施設の給排水工事を実施している下記事業者に原因を調査させたところ、原因は冷媒管の破損によるものと判明した。当該機器は老朽化により生産終了となっており、また、修理も経年劣化した装置自体を大幅に更新する必要がある。</p> <p>これは、当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事であり、給排水設備と同じ管工事である空調設備の改修を、現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる。</p> <p>さらに、万が一、工事状況の復旧に問題があった際に、複数業者が入りしてしまうと、責任区分が不明確になり、原因究明・復旧対応などの対処が遅れてしまうおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名 称 橋本産業株式会社 エンジニアリング本部 公共営業部</p> <p>住 所 東京都千代田区神田紺屋町34番地</p>   |
| ※ 契約年月日          | 令和 2 年 1 月 18 日  |
| ※ 契約金額           | 10,978,000 円 (消費税を含む)  |
| 契 約 期 間          | 契約締結日の翌日から令和3年2月26日まで  |
| 担 当 課            | 施設経営課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  |

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

892

### 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件 名              | 基幹系システム基盤機器の賃借   |
| 種 類              | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、 <u>その他</u>   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概 要              | 基幹系システム基盤の運用に必要な機器及び付随するソフトウェアの賃貸借を行うこと。   |
| 選定理由             | 本件は、府内ネットワークに新たに構築した基盤の賃貸借契約であって、その運用業務にあたって、IPアドレス、MACアドレスの管理が必要であるが、IPアドレス、MACアドレス等は、区の情報セキュリティの観点から、下記業者と区のみが管理している。また、セキュリティ強化の点からシステムの構築・管理が必要であり、同一の開発者以外の者にシステムの管理等を履行させると既存のシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部<br>住所：港区港南1-9-1   |
| ※ 契約年月日          | 令和2年12月28日   |
| ※ 契約金額           | 484,903,320 円（消費税を含む）  |
| 契 約 期 間          | 令和3年1月1日～令和7年12月31日  |
| 担 当 課            | 政策経営部 IT 推進課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。